

# 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第3168号)

令和7年2月27日

横情審答申第3168号  
令和7年2月27日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 松村雅生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく  
諮問について（答申）

令和5年5月25日総法第113号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成29年度横浜市特定職員の出勤簿の全て 対象期間平成29年5月」  
の非開示決定に対する審査請求についての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「平成29年度横浜市特定職員の出勤簿の全て 対象期間平成29年5月」を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、上記1記載の行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和5年3月3日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は、「平成29年度分の本件審査請求文書の保存期間は3年であり、令和3年度の廃棄により保有していないため」と要約される。

## 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、文書の開示を求める。
- (2) 非開示決定通知書の非開示とする根拠規定の適用する理由が虚偽である。
- (3) 「平成30年度行政文書分類表（共通）」のとおり、保存期間は平成30年度時点でも5年である。

## 5 審査会の判断

- (1) 答申に当たっての適用条例について

一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

(2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、特定職員の平成29年5月の出勤簿である。出勤簿の保存期間は、毎年度作成される「行政文書分類表（共通）」により定められている。

(3) 本件審査請求文書の不存在について

当審査会において「平成29年度行政文書分類表（共通）」を確認したところ、本件審査請求文書の保存期間が3年であることが認められた。

したがって、本件審査請求文書は保存期間の経過により廃棄しており、保有していないとの実施機関の説明は、是認できる。

また、他に本件審査請求文書の存在を推認させる事情も存在しない。

なお、実施機関によれば、平成30年度の「行政文書分類表（共通）」からは、障害補償年金前払一時金等の時効を考慮し、その金額算定に用いる出勤簿の保存期間を3年から5年に変更しているとのことである。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 村上裕章、委員 嘉藤亮、委員 齋藤宙也

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和5年5月25日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和7年1月27日 (第453回第二部会)	・審議